

中野区子どもの権利委員会及び中野区子どもの権利救済機関について

中野区子ども権利に関する条例に基づく中野区子どもの権利委員会及び中野区子どもの権利救済機関について、以下のとおり報告する。

第1 中野区子どもの権利委員会

1 所掌事項

子どもに関する取組を推進するための基本となる計画（以下「推進計画」という。）及び子どもに関する取組の検証

2 委員の委嘱

(1) 第1期中野区子どもの権利委員会委員 10名

区分	氏名	所属等
公募による区民	相川 梓	公募
	小保方 珠実	公募
関係団体が推薦する者	別當 知代	中野区立小学校PTA連合会
	大橋 正明	中野区立中学校PTA連合会
	高木 亀介	東京人権擁護委員協議会中野区委員会
	隅田 亜弓	中野区次世代育成委員
	草野 由佳	中野区社会福祉協議会
学識経験者	内田 塔子	東洋大学ライフデザイン学部准教授
	田谷 幸子	つくば国際短期大学保育科准教授
	林 大介	浦和大学社会学部准教授

(2) 任期

令和4年6月1日から令和6年5月31日まで（2年間）

3 諮問事項

- (1) 子どもの権利の保障の状況に関すること
- (2) 推進計画及び子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること
- (3) 推進計画に盛り込むべき理念及び取組等に関すること

4 今後のスケジュール（予定）

推進計画に盛り込むべき理念及び取組等に関して審議し、令和4年8月下旬頃に中間の答申を取りまとめる。また、中間の答申を踏まえて、推進計画の策定に向けた検討を行う。

第2 中野区子どもの権利救済機関について

1 中野区子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）の任命

氏名	所属等
石川 悦子	こども教育宝仙大学 こども教育学部教授
野村 武司	東京経済大学 現代法学部教授 弁護士
森本 周子	弁護士

2 救済委員の任期

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間）

3 子ども相談室の設置

子どもの権利保障についての相談に応じるための窓口として、子ども相談室を以下のとおり設置する。

(1) 開設場所

教育センター分室（野方一丁目35番3号）内

(2) 開設時期

令和4年9月1日

(3) 開設日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで
（祝日、年末年始を除く。）

(4) 相談の受付方法

電話（フリーダイヤル）、電子メール、来所、手紙

(5) 会計年度任用職員の配置

救済委員の職務を補佐させるため、会計年度任用職員の職として、中野区子どもの権利救済相談・調査専門員を配置する。

(参考) イメージ

